

福祉有償運送の更新登録に係る基本的事項

1 登録の申請者

名 称：嘉麻市
 住 所：福岡県嘉麻市上臼井4 4 6 番地 1
 代表者：市長 赤 間 幸 弘

2 自家用有償旅客運送の種別及び態様

市町村運営有償運送（市町村福祉輸送）

3 運送の区域

嘉麻市

4 事業所（委託先）

| | |
|-----|------------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人嘉穂福祉会 障害者支援施設三愛園 |
| 位 置 | 福岡県嘉麻市岩崎1373番地2 |

5 配置する車両

寝台車1台

| 種類 | 用途 | 車名 | 形式 | 乗車定員 | 装置の種類 |
|----|----|------|-----------|------|-------|
| 普通 | 特殊 | ホーミー | T-FTGE24改 | 7人 | 電動リフト |

6 運送しようとする旅客の範囲

介護保険法に規定する要介護度が3程度以上の高齢者又は重度身体障がい者及び市長が特に必要と認めた者で、タクシーや自家用車等での移送が困難な者。

7 対価の額（利用料）

| | |
|--------|-------|
| 1 時間未満 | 250 円 |
| 1 時間以上 | 500 円 |

8 福祉有償運送を必要とする理由

本市の人口は、平成18年の合併以降11年間で約8,000人減少しましたが、その一方で、高齢化率は平成18年と比較して9.3ポイント増の36.5%となっており、非常に高い割合となっています。

また、ひとり暮らし高齢者世帯数は29年3月末現在で4,864世帯となっており、合併以降約1,300世帯ほど増加しています。

このように急速に進む高齢化のなかで、今後、移動困難者となる可能性がある人について見てみると、要介護・要支援認定者数は29年3月末現在で3,022人（出現率21%）となっており、このうち要介護3以上の認定者数は821人（27.2%）となっています。

また身体障害者手帳の交付者数は2,663人で、このうち重度身体障がい者は1,147人（43.1%）となっています。

現在、本市が実施している外出支援サービス事業は、移動の際にバスやタクシー等の交通機関や自家用車等の利用が困難で、かつストレッチャーが必要な人を対象に、利用者の居宅と医療機関等の間を移送するものであり、急速に進む高齢化やひとり暮らし高齢者世帯の増加、そして移動困難者となる可能性がある人の状況などから事業を行ってきたものです。

当事業の利用は年々減少していますが、29年度現在もサービス利用登録者がおり、当年度も引き続き事業継続をしているため、福祉有償運送の更新登録を行うものです。

平成 年 月 日

福岡運輸支局長 殿

地域公共交通会議においての協議が調ったことを証する書類

下記のとおり地域公共交通会議を開催し、市町村運営有償運送を行うことが必要であるとの合意に至ったので、その旨証明します。

記

1. 地域公共交通会議の名称及び対象市町村
(名 称) 嘉麻市地域公共交通会議

(対象市町村) 嘉麻市

2. 地域公共交通会議にて合意に至った年月日
平成 年 月 日

3. 合意の内容

(1) 運送主体
嘉麻市

(2) 交通空白輸送、市町村福祉輸送の別
市町村福祉輸送

(3) 路線又は運送の区域
運送の区域：嘉麻市

(4) その他特記事項

平成 年 月 日

嘉麻市地域公共交通会議
会長 井上信昭

嘉麻市外出支援サービス事業に係る事業計画

1 事業目的

「移送用車両（リフト付車両等）により利用者の居宅と医療機関等との間を送迎することにより、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって高齢者の保健福祉の向上を図ること」を目的とする。

2 利用対象者

市内居住者で、介護保険法に規定する要介護認定で、要介護度が3程度以上の高齢者又は重度身体障害者で、タクシーや自家用車等の一般車両での移送が困難なもの。（利用決定の後、登録が必要。）

3 事業実施方法

- (1) 実施主体 嘉麻市
福岡県嘉麻市上臼井 446 番地 1
- (2) 運行主体 社会福祉法人嘉穂福祉会 障害者支援施設三愛園
(委託先) 福岡県嘉麻市岩崎 1373 番地 2
- (3) 委託内容 予約受付業務及び移送業務

4 運行方法

- (1) 運行拠点 運行主体（委託先）
- (2) 自動車車庫等の位置及び収容能力
位置：福岡県嘉麻市岩崎 1373 番地 2
収容能力：駐車場有り
- (3) 車 両 寝台車 1 台（身体障がい者輸送車）
ニッサンホームー（T-FTGE24 改）
筑豊 88 さ 1215

5 利用目的

原則として治療等のための医療機関への送迎。

6 利用回数・時間

原則として週 1 回以内、平日（火曜・金曜以外）9時から 17 時及び土曜午前中。

7 利用範囲

嘉麻市内及び近隣市町村。

8 利用料及び委託料

| | 1 時間未満 | 1 時間以上 |
|-----|----------|----------|
| 利用料 | 250 円 | 500 円 |
| 委託料 | 2, 250 円 | 4, 500 円 |

利用料は利用者から社会福祉法人嘉穂福祉会障害者支援施設三愛園への支払い。

委託料は嘉麻市から社会福祉法人嘉穂福祉会障害者支援施設三愛園への支払い。

9 会計処理等

- (1) この業務に係る経理を他の業務と明確に区分し、帳簿等を整備する。
- (2) 利用者登録台帳、利用記録簿兼入金表等の必要書類を整備する。
- (3) この業務に係る事業実績報告書を毎月提出する。

10 運行上の責務

- (1) 始業点検を確実にいき、運転中は道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）その他の交通関係法令の規定を遵守する。
- (2) 利用者及び介護者の乗降の際には、リフトの操作等安全面に配慮する。
- (3) 運転中に事故が発生した場合、速やかに事故処理を行うと同時に、責任者にその概要を報告し、その指示に従う。【→補足資料 3】
- (4) 利用者及びその家族に関して知り得た情報を第三者に漏らさない。

11 損害賠償措置【→補足資料 4】

自賠償保険、総合自動車保険（任意保険）

12 その他参考資料（利用状況について）

(1) 登録者数

平成 29 年 7 月 31 日現在 3 名（うち高齢者 3 名、重度身体障がい者 0 名）

(2) 平成 28 年度実績

登録者数：3 人（平成 29 年 3 月 31 日現在）

延べ利用人数：0 人

平成 27 年度実績

登録者数：5 人（平成 28 年 3 月 31 日現在）

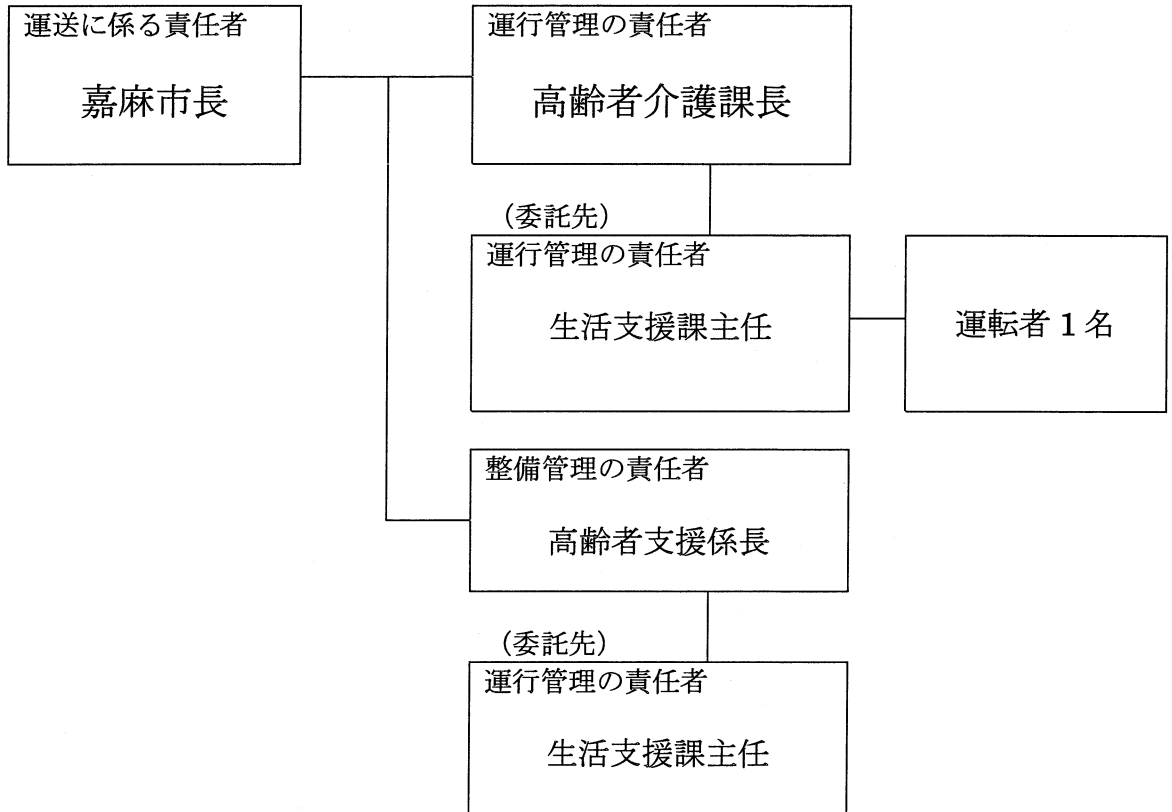
延べ利用人数：1 人

平成 26 年度実績

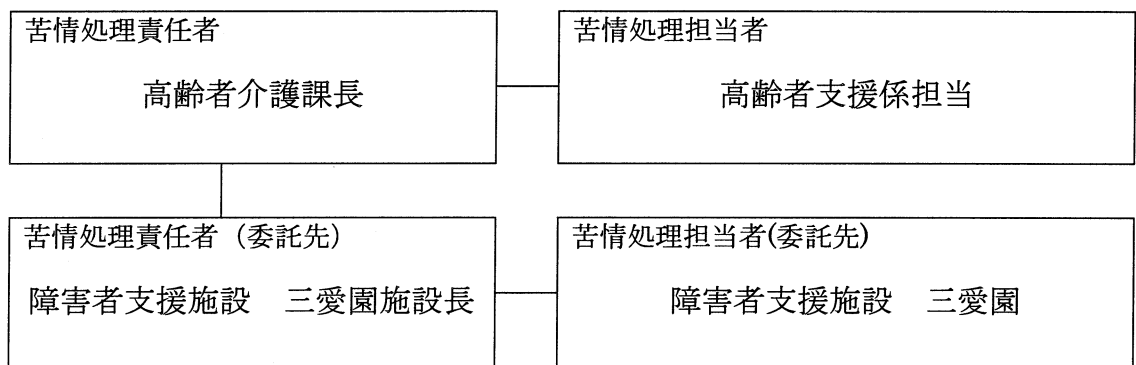
登録者数：7 人（平成 27 年 3 月 31 日現在）

延べ利用人数：7 人

運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



外出支援サービス事業に係る苦情処理体制



嘉麻市外出支援サービス事業実施規程

平成18年3月27日

告示第27号

(目的)

第1条 この告示は、移送用車両（リフト付車両等）により利用者の居宅と医療機関等との間を送迎することにより、住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって高齢者の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 嘉麻市外出支援サービス事業（以下「事業」という。）の実施主体は、嘉麻市とし、事業は、法人等に委託することができるものとする。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定で、要介護度が3程度以上の高齢者又は重度身体障害者及び市長が特に必要と認めた者で、タクシーや自家用車等での移送が困難なものとする。

(利用手続等)

第4条 事業の利用を希望する者は、外出支援サービス利用登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による利用申込みがあったときは、必要性を検討したうえ、外出支援サービス利用決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(利用者負担)

第5条 利用者は、1時間未満250円、1時間以上500円の利用料を負担しなければならない。

2 利用料は、市の収入とする。ただし、委託を受けた業者が直接代理収納し、委託料の一部とするものとする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の嘉穂町外出支援サービス事業実施要綱（平成15年嘉穂町告示第36号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。